

鳥取県弓道連盟細則

第1条

鳥取県弓道連盟会則第30条に基づく事務細則を定め、会務の運用をはかる。

第2条

事務局の職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 予算書(案)、事業計画書(案)の作成
- (2) 決算書(案)、事業報告書(案)の作成
- (3) 決議事項に基づく事業遂行上の事務
- (4) 文書の接受、起案、発送、管理
- (5) 事務記録、会議録等の整理、保管
- (6) 備品の管理
- (7) 加盟、脱退手続きの受理
- (8) その他の事務処理

第3条

1. 事務局長は決議事項を運用するため、会長・各役員と緊密な連絡を取り、会務を遂行する。
2. 局員は、事務局長を補佐し、連絡、および斡旋等の職務を分掌する。

第4条

1. 称号・段位の推薦・表彰ならびに慶弔に関することは、次の各号の定めるところにより会長が行うものとする。
 - (1) 称号・段位の推薦については別紙第1
 - (2) 表彰については別紙第2
 - (3) 慶弔については別紙第3
2. 前項に定める事項を実施しようとするときは、または実行したときは、次期総会で承認を得なければならない。

第5条

本連盟を代表して選出する役員は、理事会において選出する。

- (1) 全日本弓道連盟評議員
- (2) 鳥取県スポーツ協会役員
- (3) 中国地域弓道連合会役員
- (4) その他、競技役員等の派遣

第6条

本連盟に加入する団体並びに代議員数を次のとおり定める。

(年度内に、会費を納入した会員8名につき1名とし、端数については1名とする。)

鳥取市弓道協会
米子弓道会
王子製紙弓道部 (休会中)
境港弓道協会

鳥取県教職員弓道連盟	
白兔弓道会	
鳥取大学弓道部	1名
鳥取大学医学部弓道部	1名
鳥取環境大学弓道部	1名
<u>高体連</u>	<u>2名</u>
<u>中体連</u>	<u>1名</u>

第7条

1. 加盟団体および個人加入の納入する分担金は次のとおりとする。

(1) 一般団体

一般会員1名 8,500円

称号者会員1名 10,000円

(2) 大学団体 会員1名あたり1,000円×人数 相当額
(大学院生も含む)

(3) 高等学校団体 会員1名あたり500円×人数 相当額

(4) 中学校団体 会員1名あたり300円×人数 相当額

(5) 個人加盟 一般会員 10,500円

称号者会員 12,000円

大学会員 3,000円

高校会員 2,500円

中学会員 2,300円

2. 上記分担金の納入は5月末までとする。

3. 新加入の個人会員および団体の会員は、随時追徴する。

ただし、中学・高校の途中加入会員は追徴しない。

一般の新規期中加入者の分担金は次の通り。

4月～6月末 年額 全額 8,500円

6月～9月末 年額 3/4 7,000円

10月～12月末 年額 1/2 5,000円

1月～3月末 年額 1/4 3,000円

4. 小学生は、無料とする。

第8条

1. 本連盟の趣旨に賛同し、特別の後援をしたものを賛助会員とすることができる。

2. その地域または学校に支部を持たない場合は、個人加盟会員とすることができる。

3. 賛助会員および個人加盟会員に登録するときは、理事会の承認を経て、その内容を総会に報告する。

第9条

1. 本連盟に加盟する場合は、次の書類を本連盟に提出しなければならない。

(1) 団体加盟

a. 加盟願い

- b. 支部会則
- c. 役員・会員名簿
- d. 事業計画

(2) 個人加盟

事務局に直接加盟手続きをするものとする。

2. 前項の書類の提出があった場合は、理事会において加盟手続きの具備について審議のうえ総会に提出する。

第10条

1. 会員、個人加盟会員および加盟団体が、脱退するときは、次の手続きを必要とする。

(1) 脱退届

(2) 脱退理由書

2. 上記の手続きを受理した場合は、理事会の承認を経て総会に報告するものとする。

3. 短期転出または本人の都合で、本連盟の事業に参加できない場合は、本人の願い出により休会者とすることができる。

第11条

分担金および登録料を納入しない団体、個人および賛助会員は、本連盟主催の行事に参加することができない。また、審査のための認証も受けられない。

ただし、小学生はこの限りではない。

第12条

本連盟の役員および局員には、別に規定する運営費を支払う。

第13条

全国大会規模の競技会または正規な講習会等の参加者として本連盟が推薦した場合、別紙4に定める基準に従い派遣費・激励費等を支給する。

第14条

この細則は必要に応じ総会の議を経て改正することができる。

以上

細則は昭和45年4月1日から施行する。

細則は昭和49年3月10日から改正施行する。

細則は昭和50年3月23日から改正施行する。

細則は平成11年3月7日から改正施行する。

細則は平成25年3月10日から改正施行する。

細則は平成26年3月9日から改正施行する。

細則は平成27年3月8日から改正施行する。

細則は平成28年3月13日から改正施行する。

細則は平成30年3月18日から改正施行する。

細則別紙4の一部改正（全国都道府県対抗，全日選手等参加費，新年初射会参加費，賞品代）

細則は2019年3月10日から改正施行する。

細則別紙4の一部改正（会長国体派遣，京都大会大会補助員旅費追加）

細則は令和2年3月8日から改正施行する。

細則第6条加入団体（クラーク高校削除 鳥取城北高校加入）

細則第7条加盟団体および個人加入の納入する分担金に、一般期中新規加入者の分担金を追記

細則は令和3年3月14日から改正施行する。

細則第5条（2）名称変更（鳥取県体育協会⇒鳥取県スポーツ協会）

細則は令和4年3月20日から改正施行する。

細則第6条加入団体および代議員数について、高校代議員数各校1名⇒高体連1名に変更

細則第7条第1項（1）一般会員、称号会員を全弓連負担金増額分を加算した金額に変更

細則第7条第3項一般の新規期中加入者の分担金について全弓連負担金増額分を加算した金額に変更

称号・段位推薦規定

第1条 全日本弓道連盟（以下「全弓連」という）に対して、称号の授与または昇段の候補として推薦する場合は、次条以下の規定により、その候補を決定し上申する。

第2条 推薦候補者の基準は、全弓連の定めるところによるほか、県弓連の基準を別に定める。

第3条 県弓連各支部は、推薦基準に該当する推薦候補があるときは、推薦書に候補者の履歴書（弓歴は特に詳細に記入する）および、詳細な理由書を添付して、1月末日までに県弓連会長に提出する。

第4条 県弓連会長は、前条により提出された推薦候補者を一括して理事会の審議を経て上申する。

理事会は、候補者の推薦の適否と、候補者が複数ある場合にその順位について審議する。

第5条 全弓連が開催する称号取得講習会に関する事項についても、全弓連が定める基準に基づいて県弓連会長が理事会の承認を得た上で候補者を選考・推薦する。

第6条 県弓連各支部は、全弓連の定める称号・段位の追授に該当する死亡者が出たとき、死亡年月日および功労を添付して速やかに県弓連会長に報告する。県弓連会長は審議の上、全弓連に上申する。

（付則）

1 この規定は平成26年3月9日より施行する。

称号・段位推薦基準

第1条 推薦候補者の年齢および弓歴は、次表の定めによる。

種別	年齢	弓歴
錬士	65歳以上	五段認許後満10年以上経過
教士	70歳以上	錬士受有後満13年以上経過
五段以下	60歳以上	現段位認許後満5年以上経過
六段	65歳以上	五段認許後満7年以上経過
七段	70歳以上	六段認許後満10年以上経過
八段	77歳以上	七段認許後満13年以上経過

第2条 推薦を受ける者は、弓歴10年以上とし、多年地域弓道の発展・施設の拡充・後進の育成に尽力した者を候補者とする。

第3条 推薦候補者は、人格識見ともに具備し、指導者として特に豊富な経験を有すること。

第4条 推薦候補者は、推薦を受ける称号・段位の審査を、過去5回以上受審した実績を有すること。

第5条 推薦は1回限りを原則とする。但し、再推薦は厳格に取り扱うこと。称号取得講習会についても原則として推薦と同様の扱いとする。

第6条 追授について弓歴は、次表の定めによる。

種別	弓歴
錬士	五段取得後1年以上経過
教士	錬士取得後、2年以上経過（原則として六段受有者）
範士	教士・八段取得後、10年以上を原則とする
五段以下	現段位認許後3年以上経過
六・七段	現段位認許後5年以上経過
八段	七段認許後7年以上経過
九・十段	範士および八段、または九段取得後10年以上

第7条 その他特別の功労者について、県弓連会長が特に認定した者。

(付則)

この基準は平成26年3月9日より施行する。

表彰規定

第1条 鳥取県弓道連盟は本県弓道の発展のため功績のあった人。団体に対し次の表彰を行う。

- 1 弓道功労賞
永年にわたり本県の弓道発展のために尽力し、功績顕著な人。
- 2 優秀監督賞 中国大会、全国大会に入賞した個人及びチームの監督

中国大会	3位以上
全国大会	8位以上
- 3 優秀チーム賞 中国大会、全国大会に入賞したチーム

中国大会	3位以上
全国大会	8位以上
- 4 優秀選手賞 当該年度における優秀選手

中国大会	3位以上
全国大会	8位以上
県内大会	優勝2回以上

(但し中学生は1回以上、一般は3回以上)

第2条 この規定により表彰するときは、表彰状及び中学生には記念品を贈る。

第3条 弓道功労賞は重ねて表彰しない。

第4条 表彰は選考委員会によって審査の上決定する。

第5条 選考委員会は会長、副会長、事務局長、理事によって構成する。

第6条 この規定の改廃は理事会の議を経て行うものとする。

(付則)

この規定は平成26年3月9日から施行する。

この規定は平成27年3月8日から施行する。

慶 弔 規 定

(会員の結婚)

会員が結婚した時は会長名で祝電を発する。

(会員等の死亡)

- ・会員 弔電と花輪を送る。 (10,000円程度)
- ・会員及び配偶者の場合には会長名で弔電を発する。
- ・会員の一親等の場合には会長名で弔電を発する。

(その他)

・その他特別な慶弔により、金品を贈ることが相当と認める時は、会長と事務局の決定により贈呈することがある。

(付則)

この規定は平成26年3月9日から施行する。

細則別紙第4

平成28年3月13日改正

平成30年3月18日改正

2019年3月10日改正

令和4年3月20日改正

鳥取県弓道連盟支出規定

「旅費規定」

- a. 旅費は、出発地最寄JR駅から目的地最寄JR・私鉄駅までの運賃の実費を支給する。(県内は、普通運賃とする。県外は、特急・新幹線の利用を認める。)
- b. バスを利用した場合は、実費を支給する。
- c. 車を利用したときは、ガソリン代実費を支給する。ガソリンは、出発前に満タンとし帰着時に満タンとする。帰着時の給油は当日または翌日までとする。給油チケットにより実費支給する。同乗者には支給しない。
- d. 地方審査の審査員および講習会講師をする場合において、それぞれの会場に移動する場合に車を使用した時は、自宅の最寄りの JR 駅から鳥取駅、米子駅間の JR 運賃を支給する。同乗者には、支給しない。

「旅費」

- (1) 中央研修会他、地区指導者講習会、地区指導者育成講習会、全国弓道指導者研修会の派遣費請求は、別紙1「講習会関係派遣費申請書」により講習会・研修会レポートおよび領収書を添付して請求をする。
- (2) 全日本弓道選手権大会、全日本弓道遠的選手権大会については、別紙2または別紙3「全日本選手権関係派遣費申請書」により、必要な事項を記載および領収書を添付して請求をする。
- (3) 参加費・旅費(乗用車への相乗り)・宿泊費(上限単価を設定し実費)を支給する。
 - ・地連長会議 旅費実費相当・宿泊費(日帰り可能のため無)
 - ・中央研修会他 参加費・旅費・宿泊費(8,000 円/泊)
 - ・中国地区指導者講習会 参加費・旅費・宿泊費(5,000 円/泊)
 - ・指導者育成講習会 参加費・旅費・宿泊費(5,000 円/泊)
 - ・全国弓道指導者研修会 参加費・前泊費(5,000 円/泊)
 - ・全日本弓道選手権大会* 参加費・30,000 円以内/人(支給額は、旅費・宿泊費実費)
 - ・全日本弓道遠的選手権大会* 参加費・30,000 円以内/人(支給額は、旅費・宿泊費実費)
 - ・全国都道府県対抗弓道大会* 30,000 円以内/人(支給額は、旅費・宿泊費実費)

* 全日本弓道選手権大会、全日本弓道遠的選手権大会、全国都道府県対抗弓道大会の派遣費支給は、下記の条件を満たすこと。

* H30.3.18 総会において、全国都道府県対抗弓道大会の旅費・宿泊費、および全日本弓道選手権(遠的含む)について、参加費を県弓連支給とした。

 - ・本国体出場に伴う会長派遣*1 旅費 40,000 円以内(派遣に関して役員で是非を検討)
 - ・京都大会運営補助員旅費*1 大会に参加をしない人
旅費(バス往復相当実費、旅費補助 5,000 円)

大会に参加する人

5,000 円

*1:2019.3.10 総会において決定

a. 支給要件

講習会:1回、地方審査会:2回、試合:2回 計5回全てに参加し、会長が承認した者。

・講習会とは、地区指導者講習会、地区指導者育成講習会、中央伝達講習会、地域指導者研修会、全国弓道指導者研修会

・地方審査会とは、審査会の審査員及び役員ならびに審査前講習会の講師及び役員

・試合とは、県弓道連盟が主催する試合

b. 前途支給について

派遣費の支給は、上記要件及び領収書を確認した時点となりますが、止むを得ない事情により、途中で派遣費の支給を望まれる場合は、最終的に支給要件を満たすことを約束して頂ければ、その都度支給するものとします。

但し、要件を満たさなかった場合は返還していただきます。

この場合の申請書は別紙 2「全日本選手権関係派遣費申請書」により申請し、領収書及び支給要件が満たされたら別紙 1「全日本選手権関係派遣費申請書」にて必要事項を記載し、領収書の添付をして提出をお願いします。

支給要件並びに領収書については次のとおりとする。

1 支給要件について、参加済み、参加予定を記入する。

2 領収書について、領収書がある場合は別紙 2 に添付し、領収書がない場合は要件を満たし後、別紙 1 に必要事項を記載し添付して提出する。

「慶弔交際費」

○全大会とも、別紙4「激励費関係申請書」により申請をおこなう。

○試合の結果について、「大会報告書」により試合結果を報告すること。

(書式は、特に定めない。プログラムも可能。)

・全国中学生弓道大会 (団体)20,000 円/チーム

(個人)10,000 円/人

・全国大学選抜・王座決定戦 (団体)10,000 円/チーム

・東西対抗戦 (個人) 5,000 円/人

・高体連強化費 60,000 円

R4.3.20 総会において、支出削減のため勤労者、ねんりん、国体は削除。全国高校総体、全国選抜という大会単位ではなく、強化費として科目変更し一括して高体連に支給することとした。

「助成金」

○事業について、別紙5「助成金関係申請書(事業費)」により申請をおこなう。

・中国高校選手権 60,000 円(県内実施)

・高校選抜県内予選会 40,000 円 ⇒0 円(事業費負担をしていたが H26.3.9 総会で改正)

○負担金事業について、別紙6「助成金関係申請書(負担金)」により申請をおこなう。

・中国高校新人戦 10,000 円

(県内他県実施でも中国連合会に対して負担金として)

50,000 円(県内実施)⇒0 円(H26.3.9 総会で改正)

・中四国医学生弓道大会 10,000 円

・中国学生弓道競技大会 20,000 円

「それぞれの「該当項目」で整理されるもの」

□講習会

○県内外講師による講習会参加料

1,000 円/日(お弁当代に充当)余剰金は、県弓連の収入

○講習会に高校・中学校の顧問は分担金を払ってなくても参加できるが、参加料は徴収する。

(案内については、中体連・高体連の事務局へ発送し取りまとめをしてもらう。)

□試合

○試合の参加費

・一般 500 円 大学生 300 円

(実際に試合に参加した人から徴収、申し込み後欠席は徴収しない。)

・中学生・高校生は無料とする。

・弓道場使用料等に引き当てし、余剰金は、県弓連の収入。

○賞品はなしで、賞状のみ。

*ただし、納射会・新年初射会はカテゴリ別合同練習会の位置づけとし、県弓連主催の一般試合の解釈とは分けて、参加費は徴収しない。また、東部・西部それぞれに 5,000 円程度の賞品をカテゴリ別合同練習会から提供する。

(H30.3.18 総会, H31.3.10 総会にて追記)

□講習会講師謝礼

○中央伝達講習会の講師謝礼

1,000 円/日、弁当を支給する。

□地方審査員等謝礼

○審査員、審査手伝い謝礼

1,000 円/日、弁当を支給する。

○審査前講習会(講師・手伝い等)

500 円/半日

□連合会行事等手伝い謝礼

○連合会行事手伝い謝礼

1,000 円/日、弁当を支給する。

「事務局費」

○事務局担当 60,000 円

○会計担当 30,000 円

○東部地方審査担当 10,000 円

○西部地方審査担当 10,000 円

○スポレク担当 5,000 円

○国体強化担当 10,000 円 事務局が担当(講習会・教練士会・試合担当含む)

○国体強化等会計担当 5,000 円(少年成年分含む)

○地方審査システム担当 20,000 円

○情報連絡担当 5,000 円(弓道誌、インターネット等情報掲示等 弓道誌年 12 回+試合の都度)

○

「慶弔交際費」

○会長交際費 20,000 円

(付則)

この規定は平成 25 年 3 月 10 日の総会を受けて平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

この規定は平成 26 年 3 月 9 日より改正施行する。

この規定は平成 27 年 3 月 8 日より改正施行する。

この規定は平成 28 年 3 月 13 日より改正施行する。

この規定は平成 28 年 12 月 14 日一部(別紙 5,6 を)修正

この規定は平成 30 年 3 月 18 日より改正施行する。

全国都道府県対抗弓道大会について、旅費・宿泊費を 40,000 円以内で支給する。

全日本弓道選手権大会, 全日本弓道遠的選手権大会の参加費を県弓連支給とする。

新年初射会について、一般試合とは分けて、「参加費取らない。」「賞品をだす。」

この規定は 2019 年 3 月 10 日より改正施行する。

会長国体派遣, 京都大会大会補助員旅費支給, 大会参加費を改正

この規定は令和 4 年 3 月 20 日より改正施行する。

全日本弓道選手権大会、全日本弓道遠的選手権大会、都道府県対抗の旅費・宿泊費支給を 40,000 円から 30,000 円に減額。

慶弔交際費の全日本勤労者選手権、ねんりんピック、国民体育大会(本国体)、国体強化費は経費削減のため削除。全国高校総合体育大会、全国高校選抜大会は大会単位の支給はせず、該当金額を高体連強化費(60,000 円)として科目変更し、一括して支給することに変更。

(参考)

鳥取県弓道連盟派遣費等一覧表

2022.3.20

1. 支出関係

H26 年度総会承認分

費目	会議・講習会名	金額			備考
		参加費	旅費	宿泊費	
旅費	地連長会議	なし	県弓連支給	なし	
	中央研修会	県弓連支給	県弓連支給	県弓連支給 (8,000 円/泊)	
	地区指導者講習会	県弓連支給	県弓連支給	5,000 円/泊	
	指導者育成講習会	県弓連支給	県弓連支給	5,000 円/泊	
	全国弓道指導者研修会	県弓連支給	日本武道館	5,000 円/泊(前泊)	
	全日本弓道選手権大会	県弓連支給*	30,000 円以内		*R4.3.20 総会で変更
	全日本遠的選手権大会	県弓連支給*	30,000 円以内 (東京以北北海道 50,000 円以内)		*R4.3.20 総会で変更
	全国都道府県対抗弓道大会*	なし	30,000 円以内		*R4.3.20 総会で変更
	学校指導者講習会 * 27.1.6	個人負担	県弓連支給	5,000 円/泊	—
	会長国体派遣	なし	40,000 円以内		*2019.3.10 総会変更
	京都大会大会補助員	大会参加なし	バス往復実費+5,000 円		
		大会参加あり	5,000 円		

全国弓道指導者研修会は、旅費・研修中宿泊費は、日本武道館から支給される

費目	試合名	対象	単価	チーム・人数	支給額	備考
慶弔 交際 費	全日本勤労者選手権	団体	5,000	2	10,000	R4.3.20 総会で変更
	ねんりんピック	団体	5,000	1	5,000	R4.3.20 総会で変更
	全国高校総合体育大会	団体	10,000	2	20,000	R4.3.20 総会で変更
		個人	5,000	4	20,000	R4.3.20 総会で変更
	全国高校選抜大会	団体	10,000	2	20,000	R4.3.20 総会で変更
		個人	5,000	4	20,000	R4.3.20 総会で変更
	国民体育大会(本国体)	団体	5,000	4	20,000	R4.3.20 総会で変更
	全国中学生弓道大会	団体	20,000	2	40,000	
個人		10,000	2	20,000		

	全国大学選抜・王座決定戦	団体	10,000	2	20,000	
	東西対抗戦	個人	5,000	2	10,000	
	国体強化費	部門	10,000	2	20,000	R4.3.20 総会で変更
	高体連強化費	-	-	-	60,000	R4.3.20 総会で変更 試合単位でなく高体連強化費として一括支給

費目	区分	単価	式	金額	備考
助成金	中国高校選手権(県内実施)	60,000	1	60,000	
	中国高校新人戦(県内・他県)	10,000	1	10,000	
	中四国医学生弓道大会	10,000	1	10,000	
	中国学生弓道競技大会	20,000	1	20,000	

費目	区分	単価	チーム・人数	金額	備考
該当項目で整理される	中央伝達講習会講師	1,000	1	1,000	
	地方審査審査員	1,000	1	1,000	
	審査手伝い	1,000	1	1,000	
	その他手伝い(連合行事他)	1,000	1	1,000	

費目	区分	単価	式	金額	備考
事務局費	事務局担当	60,000	1	60,000	5,000×12ヵ月
	会計担当	30,000	1	30,000	2,500×12ヵ月
	東部地方審査担当	10,000	1	10,000	3,000×3回+1,000
	西部地方審査担当	10,000	1	10,000	3,000×3回+1,000
	スポレク担当	5,000	1	5,000	年一度
	国体強化担当	10,000	1	10,000	成年強化部長が担当
	国体強化等会計担当(少年成年分含む)	5,000	1	5,000	年二度(県スポ協との会計窓口)
	地方審査システム担当	20,000	1	20,000	3,000×6回
	講習会担当	0	1	0	事務局が担当
	教練士会担当	0	1	0	事務局が担当
	県内試合担当	0	1	0	事務局が担当

	情報連絡担当	5,000	1	5,000	弓道誌、インターネット等情報掲示等 弓道誌年 12 回+試合の都度
慶弔交際費	会長交際費	20,000	1	20,000	

その他品目で節約を検討するもの	
表彰時の額縁	中学生には粗品進呈, 高校生には粗品なし
総会・理事会等の昼食代	総会: 昼食を支給 理事会: 昼食の支給なし

2. 収入関係

費目	項目	金額	備考
講習会	県内講師による講習会参加料	1,000/日	弁当を支給(余剰金は、県弓連に収入として処理)
	県外講師による講習会参加料	1,000/日	

費目	区分	金額	備考
県弓連試合	参加料(中学生)	0	弓道場使用料等に使用する。 (余剰金は、県弓連に収入として処理) 賞品なし *ただし、納射会・新年初射会はカテゴリ別合同練習会の位置づけとし、県弓連主催の一般試合の解釈とは分けて、参加費は徴収しない。また、東部・西部それぞれに 5,000 円程度の賞品をカテゴリ別合同練習会から提供する。(H30.3.18 総会, H31.3.10 総会にて追記)
	参加料(高校生)	0	
	参加料(一般)	500	
	参加料(大学生)	300	

以上